

ショートステイ・トワイライトステイ(子育て短期支援事業)

出産、入院など家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合や、育児不安や育児疲れなどのリフレッシュのために、一時的に子どもを施設において預かり養育保護を行います。

①利用対象児童

・枚方市内に住所を有する0歳から12歳以下の児童(0・1歳は主には乳児院の利用となります。)

②利用手続き

- ・事前の登録が必要です。また、利用に当たっては審査があります。(登録は随時受付)
- ・利用申し込みが必要です。(利用日の1ヶ月前から受付)

③事業の種類と内容

事業名	利用要件	期間
ショートステイ (短期入所生活援助事業)	1 家庭において児童を養育できない場合 ・保護者の疾病・出産・看護・事故・災害・失踪・冠婚葬祭・ 転勤・出張・夜勤・公的行事への参加 2 経済的問題等により、母子が緊急一時的に保護を必要とする場合	原則として月7日以内
トワイライトステイ (夜間養護等事業)	児童の保護者が「仕事」等により、平日の夜間において「恒常的に不在」となる場合、または、休日に不在となる状況が、「緊急に起こった」場合で、かつ、家庭等において児童を養育することが困難な場合	週2日を限度とし夕方から午後10時まで おおむね6か月以内

④利用料 (H20年度)	ショートステイ (短期入所生活援助事業)		トワイライトステイ (夜間養護等事業)	
	7日を限度とした養育が困難な期間		夜間	休日
	2歳未満・慢性疾患児	2歳以上	週2日を限度とし概ね6か月間 18:00～22:00	一施設月2日 9:00～17:00
生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
市民税非課税世帯	1,100円	1,000円	300円	350円
その他の世帯	5,350円	2,750円	750円	1,350円

⑤利用できる施設

・枚方市と本事業実施についての委託契約を締結している府内の児童養護施設等です。

お問い合わせ

枚方市 家庭児童相談所 電話 050-7102-3220